

# 東京都看護師等修学資金について

## 制度概要

### 旧制度（～R4.3.31）

#### 申込資格等

申込資格	①都内の養成施設または大学院に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの		
申込方法	通常申込（年1回）		
貸与種別	養成施設等		返還免除要件 (従事期間)
	課程	設置主体	
第一種	准看護師		21千円
	保健師 助産師 看護師	国公立	32千円
		その他	36千円
	大学院（修士）		83千円
第二種	25千円 ×2口まで		なし
返還免除要件 (従事期間)			
指定施設(注)で5年 →各貸与月額×貸与月数分免除  ※訪看での勤務は就業4年目から免除対象			
都内施設で5年 →83千円×貸与月数分免除			
なし			
返還期間・延滞利率等			
返還期間	養成施設→貸与期間と同期間内に返還 大学院→卒業後10年以内に返還		

### 新制度（R4.4.1～）

#### 申込資格等

申込資格	①左記のとおり ②都内に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの	
申込方法	通常申込と予約申込（年2回）	
養成施設等	貸与月額	返還免除要件 (従事期間)
全ての課程・ 設置主体	25千円 (①)	①都内施設で5年勤務 →25千円×貸与月数分免除  ②指定施設(注)で5年勤務 →50千円×貸与月数分免除  ③指定施設(注)で7年勤務 →75千円分×貸与月数分免除  ※訪看での勤務は就業1年目から免除対象
	50千円 (①②)	
	75千円 (①②③)	
	100千円 (①②③)	
返還期間・延滞利率等		
返還期間	25千円、50千円→貸与期間と同期間内に返還 75千円→貸与期間の1.5倍の期間内に返還 100千円→貸与期間の2倍の期間内に返還	

(注) 指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

## 新規貸与者数の推移

(単位：人)

養成施設等の課程	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保健師・助産師・看護師	307	253	391	361	942
准看護師	25	25	28	38	59
大学院修士課程	25	40	20	21	24
合計	357	318	439	420	1,025

